

「(仮称) はちおうじ未来デザイン2040」懇談会開催要綱

(開催目的)

第1条 本市の次期最上位計画として令和22年(2040年)を展望した「(仮称)はちおうじ未来デザイン2040」(以下「長期ビジョン」という。)を策定するに当たり、素案の検討段階において、学識経験者、関係機関・団体及び各ワークショップ参加者等と意見の聴取及び交換を行うため、「(仮称)はちおうじ未来デザイン2040」懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(意見の聴取及び交換を行う事項)

第2条 懇談会において意見の聴取及び交換を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 長期ビジョンの計画体系に関する事
- (2) 長期ビジョンの内容に関する事
- (3) 長期ビジョン策定後の運用に関する事
- (4) その他、長期ビジョンについて必要と認められる事項に関する事

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者から16名以内の参加者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各関係機関・団体から推薦された者
- (3) 長期ビジョンに関する各ワークショップ参加者
- (4) その他、市長が必要と認める者

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和3年(2021年)9月1日から令和4年(2022年)3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、未来デザイン室長が招集する。  
2 懇談会には、必要に応じ座長を置くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、未来デザイン室に置き、庶務業務を処理する。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年(2022年)3月31日限り、その効力を失う。